

# 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 定款

## 第1章 総 則

### ●目的●

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### ●名称●

第2条 本組合は、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合と称する。

### ●地区●

第3条 本組合の地区は、全国の区域とする。

### ●事務所の所在地●

第4条 本組合は、主たる事務所を東京都千代田区に、従たる事務所を大阪府大阪市、埼玉県川口市に置く。

### ●公告の方法●

第5条 本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

### ●規約●

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

## 第2章 事 業

### ●事業●

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 耐震補強に関する啓蒙活動
- (2) 組合員の需要する資材の共同購買
- (3) 組合員の取り扱う製品の共同開発
- (4) 組合員の取り扱う製品の共同検査
- (5) 組合員の技術の改善向上及び知識の普及に関する研修・指導
- (6) 民間及び行政団体への広報
- (7) 組合員の取り扱う製品及び地震全般の調査研究
- (8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図る為の教育及び情報の提供
- (9) 組合員に対する事業資金の貸付け及び組合員のためにするその借入れ
- (10) 組合員の福利厚生に関する事業
- (11) 組合員のためにする外国人研修生の共同受入事業
- (12) 組合員のためにする建築物の設計・監理・施工
- (13) 前各号の事業に附帯する事業

## 第3章 組 合 員

### ●組合員の資格●

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模事業者とする。

- (1) 民間木造住宅の設計・新築・リフォーム及び耐震改修事業を行うものである事
- (2) 組合の地区内に事業場を有する事

### ●加入●

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入する事が出来る。

2 本組合は、加入の申込があったときは、理事会においてその諾否を決する。

### ●加入者の出資払込み●

第10条 前条第2項の承諾を得たものは、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。

### ●相続加入●

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定に関わらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

### ●自由脱退●

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知した上で、事業年度の終わりにおいて脱会することが出来る。

2 前項の通知は、事業年度の末日90日前までに、その旨を記載した書面で行なければならない。

### ●除名●

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名する事が出来る。この場合において、本組合は、その総会

の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払その他本組合に対する業務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

●脱退者の持分の払い戻し●

第14条 組合員が脱退した時は、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少した時は、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

●使用料または手数料●

第15条 本組合は、その行う事業について使用料または手数料を徴収する事が出来る。

- 2 前項の使用料または手数料は、規約で定める額または率を限度として理事会で定める。

●経費の賦課●

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することが出来る。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

●出資口数の減少●

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求する事が出来る。

- (1) 事業を休止した時
  - (2) 事業の一部を廃止した時
  - (3) その他特にやむを得ない理由がある時
- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
  - 3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

●届出●

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは7日以内に本組合に届出なければならない。

- (1) 氏名及び名称（法人たる組合員にあっては、その名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更した時
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、もしくは廃止した時
- (3) 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えた時

●過怠金●

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課する事が出来る。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2項から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

## 第4章 出資及び持分

●出資1口の金額●

第20条 出資1口の金額は、5万円とする。

●出資の払込み●

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

●延滞金●

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しない時は、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利14.5%の割合で延滞金を徴収することが出来る。

●持分●

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定に当っては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 第5章 役員、顧問及び職員

●役員の数●

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 8人以上12人以内
- (2) 監事 1人又は2人

●役員の任期●

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 1年又は就任後において開催される第1回通常総会の終結時までのいずれか短い期間
- (2) 監事 1年又は就任後において開催される第1回通常総会の終結時までのいずれか短い期間
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠く事となった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

●員外理事●

第26条 理事のうち、組員又は組員たる法人の役員でない者は、2人を超える事が出来ない。

●理事長及び副理事長の選任及び職務●

第27条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長が事故又は欠員の時はその職務を代理し、又は代行する。
- 4 理事長及び副理事長がともに事故又は欠員の時は、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

●員外監事●

第28条 監事のうち1人以上は、組員又は組員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。

●監事の職務●

第29条 監事は理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、何時でも、理事及び参事、会計主任その他職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査する事が出来る。

●役員の実義務●

第30条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合の為に忠実にその職務を遂行しなければならない。

●役員の実免除●

第31条 本組合は理事会の決議により、法第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の実を免除することが出来る。

●役員の実選挙●

第32条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員の実選挙は、単記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得たものを当選人とする。ただし、得票数が同じである時は、くじで当選人を定める。又、当選人が辞退した時は、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定に関わらず、役員の実選挙は、出席者全員の同意がある時は、指名推選の方法によって行う事が出来る。
- 5 指名推選の方法により役員の実選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定した時は、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

●役員の実報酬●

第33条 役員に対する報酬は、総会において定める。

●顧問●

第34条 本組合に顧問を置く事が出来る。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

●参事及び会計主任●

第35条 本組合に、参事及び会計主任を置く事が出来る。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

●職員●

第36条 本組合に、参事及び会計主任の他、職員を置く事が出来る。

## 第6章 総会、理事会及び委員会

●総会の実招集●

第37条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要がある時は何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

●総会招集の手続き●

第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

●書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使●

第39条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することが出来る。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となる事が出来ない。

2 代理人が代理する事が出来る組合員の数は、4人以内とする。

●議会の議事●

第40条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

●総会の議長●

第41条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

●緊急議案●

第42条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得た時に限り、第38条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とする事が出来る。

●総会の議決事項●

第43条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸付けの残高の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

●総会の議事録●

第44条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 招集年月日
  - (2) 開催の日時及び場所
  - (3) 組合員数及び出席者数
  - (4) 議事の経過の要領
  - (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

●理事会の招集●

第45条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員の時は、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員の時は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事は、必要があると認める時は何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべき事を請求する事が出来る。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられない時は、自ら理事会を招集する事が出来る。

●理事会招集の手続●

第46条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事および各監事に通知してするものとする。ただし、理事および監事全員の同意がある時は、招集の手続を省略する事が出来る。

●理事会の議事●

第47条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

●理事会の書面議決●

第48条 理事は、やむを得ない理由がある時は、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わる事が出来る。

●理事会の議決事項●

第49条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他の業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

●理事会の議長及び議事録●

第50条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。
- 3 理事会の議事録については、第44条（総会の議事録）2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」とあるのは「（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

●委員会●

- 第51条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置く事が出来る。
- 2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 賛助会員

●賛助会員●

- 第52条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とする事が出来る。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。
- 2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

## 第8章 会計

●事業年度●

- 第53条 本組合の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

●法定利益準備金●

- 第54条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第56条及び第57条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。
- 2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

●資本準備金●

- 第55条 本組合は、減資差益（第14条ただし書きの規定によって払い戻しをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

●特別積立金●

- 第56条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。
- 2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることが出来る。

●法定繰越金●

- 第57条 本組合は、第7条第1項第8号の事業（教育・情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

●配当又は繰越し●

- 第58条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損失を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第54条の規定による法定利益準備金、第56条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余がある時は、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

●配当の方法●

- 第59条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。
- 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。
  - 3 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定を準用する。

●損失金の処理●

- 第60条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

●職員退職給与の引当●

- 第61条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与引当金を引き当てるものとする。

- 付則
- 1 設立当事の役員の任期は、第25条の規定に関わらず、最初の通常総会の終結時までとする。
  - 2 最初の事業年度は、第53条の規定に関わらず、本組合の成立の日から平成11年12月31日までとする。